

第4回瑞穂市自治会連合会役員会次第

日 時 令和6年11月6日(水)
午後1時30分～

場 所 ココロかさなるCCNセンター
第4会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 協議事項

①各小学校区自治会連合会の状況について 資料1

②令和6年度 瑞穂市自治会連合会事業報告会について 資料2

③令和6年度 自治会活動推進事業交付金実施報告書等の提出について 資料3

④令和7年度 自治会長等の選出及び報告について 資料4

- ・自治会長
- ・廃棄物減量等推進員
- ・社会教育推進員
- ・交通安全協会員

⑤令和7年度 消防団員の推薦について 資料5

⑥令和7年度 瑞穂市自治会連合会総会等について 資料6

⑦民生委員・児童委員の一斉改選について 資料7

⑧にこにこ運動教室の開催について 資料8

⑨小規模特認校制度について 資料9

⑩瑞穂市障害給付事業における熱中症の取扱いについて 資料10

⑪【社会福祉協議会より】 社協資料

- ・瑞穂市社会福祉協議会福祉協力員の推薦について
- ・令和6年度瑞穂市社会福祉大会の案内について
- ・支え合いのまちづくり講演会の案内について

4 閉 会

小学校区自治会連合会の現状【令和6年11月6日現在】

	組 織	社会教育	防 災	福 祉	地域課題	その他
生津	<p>【設立】 平成26年4月15日</p> <p>【名称】 生津自治会連合会 (名称変更はH28.3.25)</p> <p>【形式】 ふれあい活動委員会に一体化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・クリーン活動 ・夏まつり(7/27) ・体育祭(10/6) ・交通安全看板点検 ・七夕まつり(7/6・7) ・ラジオ体操(8/4) ・いきいきウォーク(3/23予定) 	<ul style="list-style-type: none"> ・生津小学校避難所確認訓練 (10/6) 	<ul style="list-style-type: none"> ・支え合い推進会議 ・見守り隊 ・高齢者ふれあい広場(6/9) 		
本田	<p>【設立】 平成31年3月23日</p> <p>【名称】 本田校区自治連合会</p> <p>【形式】 本田校区自治連合会に一体化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・いきいきウォーク(5/19) ・ボランティア清掃(6/16) ・夏祭り(8/3) ・チューリップ球根植え ・ひまわり種まき(6/8) ・河川クリーン活動 ・運動会(10/6) ・バス体験研修(11/10) 	<ul style="list-style-type: none"> ・防災勉強会 ・防災会議 ・本田校区合同避難所確認訓練 (穂積北中、本田小、本田コミセン) (11/17予定) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ほんでん福祉委員会にて活動 		<ul style="list-style-type: none"> ・ハリオ保護活動 ・ほんでんレポート発行
穂積	<p>【設立】 平成29年4月</p> <p>【名称】 わくわく活動委員会</p> <p>【形式】 わくわく活動委員会に一体化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ハートフラワープロジェクト ・運動会(10/6) ・河川クリーン活動(10/20) ・わくわく広場(夏7/21)(冬12/22予定) ・桜ウォーク(3/23予定) 	<ul style="list-style-type: none"> ・朝日大学避難所確認訓練 (6/2) ・市民センター避難所確認訓練 (8/11) ・ほづみ幼稚園避難所確認訓練 (10/26) ・穂積小学校避難所確認訓練 (11/24予定) 	<ul style="list-style-type: none"> ・穂積地区社協設立 ・高齢者向けスマホ教室(明時祭とのコラボ) (6/16) ・福祉協力員研修会・3者交流会 (6/22) 		
牛牧	<p>【設立】 平成28年4月1日</p> <p>【名称】 牛牧校区自治会連合会 (牛牧友愛会)</p> <p>【形式】 牛牧友愛会に一体化</p> <p>H30年度 防災・福祉部会の設立 H31年度 防災部会・福祉部会とする</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ハートフラワープロジェクト ・友愛ウォーク(5/26) ・夏祭り(7/20) ・社会見学(10/27) ・五六川親水公園の清掃(6/16・9/8) 	<ul style="list-style-type: none"> ・水防センター避難所確認訓練 (8/25) ・南部コミセン避難所確認訓練 (11/9予定) ・北部コミセン避難所確認訓練 (11/10予定) ・牛牧第2保育所避難所確認訓練 (12/1予定) ・牛牧小学校避難所確認訓練 (12/1予定) 	<ul style="list-style-type: none"> ・牛牧地区社協設立 ・スマホ教室 ・多世代交流カフェ ・お話しサロン ・相談事業 ・地区社協だより発行 ・福祉協力員交流会 ・地域支えあい推進会議 ・こども塾 		
西	<p>【設立】 平成30年4月1日</p> <p>【名称】 西校区自治会協議会</p> <p>【形式】 構成は自治会長 +(自治会長経験者)</p>	<p>各自治会で実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・クリーン活動 ・ラジオ体操 ・夏祭り <p>巢南中学校校区活動委員会として実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スポーツフェスティバル(10/6) 	<ul style="list-style-type: none"> ・西校区避難所確認訓練 (西小学校・巢南中・巢南公民館) (2/23予定) 	<ul style="list-style-type: none"> ・支えあい推進会議 ・視察研修 ・子ども会についてのワークショップ(9/7) ・勉強会(11/2) 		
中	<p>令和6年8月1日付で中小学校区活動 委員会設立準備会を発足</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・中小学校避難所確認訓練 	<p>現時点で進展なし</p>		
南	<p>平成29年8月～ 連絡会開催 (今後定期的に開催予定)</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・南小学校避難所確認訓練 	<p>現時点で進展なし</p>		

令和6年度 瑞穂市自治会連合会 事業報告会

【目的】 地域の状況に向き合い、試行錯誤の中、一生懸命に取り組まれている事業・活動について、事例を共有し、地域コミュニティの役割、自治会や校区の活動の意味や在り方を考える機会につなげること。

【日時】 令和6年12月15日（日） 午後1時30分～
（受付開始 午後1時00分～）

【内容】 第1部 事例発表 午後1時30分～午後2時25分

発表内容【仮】	発表者
子ども会や小中学生と連携した自治会活動について	下唐栗自治会
本田自治連合会の活動について	本田自治連合会

第2部 研修会 午後2時30分～午後4時00分

講師：Studio-L 代表 山崎 亮 氏

内容：「これからのまちづくりについて（調整中）」

講師プロフィール：1973年愛知県生まれ。大阪府立大学大学院および東京大学大

学院修了。博士（工学）

地域の課題を地域に住む人たちが解決するためのコミュニティ

デザインに携わる。まちづくりのワークショップ、住民参加型

の総合計画づくりなどに関するプロジェクトが多い。

【場所】 瑞穂市民センター 大ホール

【参加者】 自治会長及び自治会役員

令和6年11月6日

自治会長 各位

瑞穂市長 森 和 之
(公印省略)

令和6年度 自治会活動推進事業交付金実施報告書等の提出について

晩秋の候、皆様には益々ご健勝のこととお慶び申しあげます。

平素より、市行政並びに地域自治会活動にご尽力を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、令和6年度に交付いたしました自治会活動推進事業交付金につきましては、実施報告書の提出が必要となりますので、下記のとおり、提出をお願いいたします。

記

- 1 提出用紙
 - ①補助事業実施報告書（様式第5号）
 - ②自治会活動振興交付金に係る補助事業実施報告書（別紙様式2）
〈添付書類〉
 - ②の内容が確認できるよう、帳簿、領収書等の写し（確認書類）
（確認書類の分量が多い場合等は、原本をお持ちください。必要な写しを市民協働安全課にてとらせていただきます。）
 - 防災活動、敬老活動の活動写真
 - 令和6年度 事業報告書（自治会総会資料）
 - 令和6年度 収支決算書（自治会総会資料）
 - 令和7年度 事業計画書（自治会総会資料）
 - 令和7年度 予算書（自治会総会資料）

※上記の書類は、別紙の「記入例」をご参考に作成願います。
- 2 提出期限 令和7年3月31日（月）
※4月以降に総会開催予定の場合は、終了後に提出ください。
- 3 提出先 瑞穂市役所 企画部 市民協働安全課
- 4 その他 早めにご確認の上、ご不明な点につきましては、事前にご相談をお願いします。
- 5 問い合わせ 瑞穂市役所 市民協働安全課（担当：廣瀬・葛山・山田）
TEL（058-327-4130）

様式第5号（第9条関係）

年 月 日

瑞穂市長 様

補助事業者 瑞穂市●●●●●●●●●●●●●●●●

●● 自治会

会長 ●● ●●

令和6年度補助事業実施報告書

瑞穂市補助金交付規則第9条の規定により補助事業の実施の結果を報告します。

1 実施した補助事業名 自治会活動推進事業交付金
(瑞穂市指令協第6-●●号)

2 補助事業の着手及び完了日
着手 令和 6年 4月 1日
完了 令和 7年 3月 31日

3 収支決算状況 別紙事業報告書及び会計報告書のとおり

収 入		支 出	
区 分	金 額	区 分	金 額
自治会活動振興交付金	●●●●●●●●円	別紙のとおり	円
自治会事務取扱交付金	●●●●●●●●円		円
	円		円
計	●●●●●●●●円	計	円

上記事業については、記述のとおり履行済みであることを証する。

年 月 日

担当者職氏名 市民協働安全課長 宇野 伸二 ⑩

(別紙様式2)

年 月 日

瑞穂市長

補助事業者 住所 瑞穂市●●●●●●●●●●●●●●●●

自治会名 ●●●自治会

会 長 ●● ●●

自治会活動振興交付金に係る補助事業実施報告書

実施日	事業名	事業内容	参加人数	支出額 (補助対象分)
4/1	助成金	子ども会		〇〇〇〇〇円
		老人クラブ		〇〇〇〇〇円
〇/〇	防災訓練	お茶・軍手等		〇〇〇〇〇円
〇/〇	夏祭り	出店費用		〇〇〇〇〇円
〇/〇	敬老会	記念品等		〇〇〇〇〇円
合 計				〇〇〇〇〇円

※帳簿、領収書等、内容の確認できる書類を添付してください。

※防災活動・敬老活動は活動写真を添付してください。

防災活動	敬老活動

令和6年11月6日

自治会長 各位

瑞穂市長 森 和 之

令和7年度自治会長等の選出及び報告について

晩秋の候、皆様には益々ご清祥のこととお慶び申しあげます。

平素は、自治会活動にご尽力賜りまして厚くお礼申しあげます。

さて、令和7年度の自治会長をはじめとし、各自治会にご選出をお願いしております。下記の下記の委員等につきまして、ご選出及びご報告をお願い申しあげます。

なお、令和7年度も留任される場合についても、ご報告をお願いします。

記

1. 各自治会より選出・報告していただく委員等

- ①自治会長
- ②廃棄物減量等推進員
- ③社会教育推進員
- ④交通安全協会員

2. 報告方法等

添付の報告様式にて令和7年3月21日(金)までに、市民協働安全課にご報告をお願いします。(同封の返信用封筒をご利用ください。)

※各委員の役割等につきましては、添付の資料をご確認ください。

所属	瑞穂市企画部市民協働安全課		
課長	宇野	担当	廣瀬・葛山・山田
住所	岐阜県瑞穂市別府 1288 番地		
電話	327-4130	FAX	327-7414
E-Mail	siminky@city.mizuho.lg.jp		

②自治会 廃棄物減量等推進員

(令和6年度推進員 氏名 ●● ●●)

推進員の変更		変更有 (変更有の場合は令和7年度推進員についてご記入ください)
		変更無 (下記への記入は不要です)
令和7年度 推進員	ふりがな	
	氏名	
	住所	瑞穂市 番地
	電話番号	— —

③自治会 社会教育推進員

※各自治会、例年とおりの人数で報告をしてください。

増員される場合は、ご相談ください。

(令和6年度推進員 氏名 ●● ●●)

推進員の変更		変更有 (変更有の場合は令和7年度推進員についてご記入ください)
		変更無 (下記への記入は不要です)
令和7年度 推進員	ふりがな	
	氏名	
	住所	瑞穂市 番地
	電話番号	— —

(令和6年度推進員 氏名 ●● ●●)

推進員の変更		変更有 (変更有の場合は令和7年度推進員についてご記入ください)
		変更無 (下記への記入は不要です)
令和7年度 推進員	ふりがな	
	氏名	
	住所	瑞穂市 番地
	電話番号	

④ ●●●●● 自治会 交通安全協会員

(令和6年度協会員 氏名 ●● ●●●)

役員の変更		変更有 (変更有の場合は令和7年度協会員についてご記入ください) 変更無 (下記への記入は不要です)
令和7年度 協会員	ふりがな	
	氏名	
	住所	瑞穂市 番地
	電話番号	— —

(令和6年度協会員 氏名 ●● ●●●)

役員の変更		変更有 (変更有の場合は令和7年度協会員についてご記入ください) 変更無 (下記への記入は不要です)
令和7年度 協会員	ふりがな	
	氏名	
	住所	瑞穂市 番地
	電話番号	— —

(令和6年度協会員 氏名 ●● ●●●)

役員の変更		変更有 (変更有の場合は令和7年度協会員についてご記入ください) 変更無 (下記への記入は不要です)
令和7年度 協会員	ふりがな	
	氏名	
	住所	瑞穂市 番地
	電話番号	— —

廃棄物減量等推進員について

環境課（327-4127）

1 廃棄物減量等推進員の推薦について

日頃は、瑞穂市の環境行政に深いご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。また、市のごみ処理については「一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理基本計画）後期計画」に基づき、ごみの排出抑制等に向けて諸々の施策を進めております。

これまでも市民一人一人のご協力、及び減量推進委員の方々による長年の取り組みにより、ごみ分別は非常に良好な状態となっており感謝申し上げます。

しかし、今後、社会情勢の変化等により分別方法が変わる可能性もございます。その際には廃棄物減量推進委員の方にご協力をいただく必要も想定されるため、これからも引き続き、一般廃棄物の減量や分別収集についてお力添えを賜りたく、廃棄物減量等推進員をご推薦いただきますようお願いいたします。任期は1年です。

2 廃棄物減量等推進員の主な職務について

- ・ 一般廃棄物の減量のための市の施策へのご協力
- ・ 分別収集へのご協力
- ・ 住民への啓発活動など

社会教育推進員の役割

1 社会教育推進員とは ※瑞穂市社会教育推進員設置規則より
瑞穂市の社会教育（生涯学習）の振興及び地域における実践活動を推進するために、自治会長から推薦のあった方を瑞穂市教育委員会が委嘱するものです。

2 社会教育の方針 ※瑞穂市社会教育の方針と重点より

人づくり	<ul style="list-style-type: none"> 学び続けることに生きがいを持ち、<u>地域社会の充実のために役立とうとする人づくり</u> 	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 学習・文化・スポーツの事業を通して </div>
まちづくり	<ul style="list-style-type: none"> 連帯感と心の豊かさにあふれる<u>共生社会</u>を目指すまちづくり 	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 自治会・校区活動・青少年育成を通して </div>

3 任期について

社会教育推進員の任期は**2年**です。職務を理解し、自主的に活動を推進していただくためには、**2年間活動していただくことが必要**です。再任を妨げるものではありません。

4 報酬について

それぞれの活動に応じて報酬を用意します。原則、ご指定の口座へ半期ごとに振り込みます。

※参加状況の確認等が必要です。前期分→11・12月 後期分→翌年度4月・5月

5 社会教育推進員の職務

①自治会の事業の企画・推進

□自治会や校区活動委員会で行う行事（クリーン活動・各種大会・祭りなど）の企画運営
※自治会長と共に活動を推進する



②スポーツ活動の奨励

□スポーツ及び健康維持の活動（スポーツフェスティバル・ウォーキング大会など）への参加を自治会員に呼びかける
※自治会長と共に活動を推進する



③文化的事業の奨励

□市民自主講座・瑞穂大学の講座・文化講演会などの情報提供を行い、参加を自治会員に呼びかける
※広報みずほや回覧板を活用する



④青少年の健全育成

□青少年育成市民会議の重点活動を推進
あいさつ運動・地域安全の日
毎月初めの授業日にあいさつ、見守りを行う
市民ラジオ体操の日 8月第1日曜日に地域のみんなでラジオ体操を行う
※自治会ごとに日程を設定してよい



6 令和6年度 青少年育成市民会議

(1) 青少年育成市民会議スローガン

「創ろう！安心できる場所 育てよう！未来を担うみずほの子」

- ・明るいあいさつがまちにあふれ、市民が青少年をあたたかく見守る“まちづくり”
- ・青少年が地域の活動に参加し、地域の人とふれあい、協力してつながる“地域づくり”
- ・青少年が家庭、学校、地域の中で人と支え合い、助け合いながら成長できる“人づくり”

(2) 三部会・市民会議の在り方

①三部会 **※各校区代表が参加します。** → 地域の現状を交流し、校区での活動に活かしてください

- ・スローガンを具現する「重点活動」の内容と意義を明確にする。
- ・各団体の役割を明確にして「重点活動」の充実を図る。
- ・各校区を中心とした「重点活動」の交流を通して、青少年との関わりや活動を見直す。

②市民会議 **※すべての社会教育推進員さんに案内します。** → ぜひ参加をお願いします

《第1回 市民の集い》

- ・青少年と携わる市民がめざす方向を確かめ合い、青少年の健全育成の意識を高める。
- ・青少年の願いや思いにふれ、青少年の健全育成に関心を高める。

《第2回 市民の集い》

- ・青少年のよさやがんばりを認め、励まし、広めることで自己肯定感を育む。
- ・青少年に関わる団体の実践を交流し、連携・協力体制を深める。

(3) 青少年育成市民会議の重点活動

重点活動① あいさつ運動・見守り活動

◇あいさつ運動、地域安全の日

日 時：毎月最初の授業日 朝：登校時 夕：下校時

場 所：学校の校門、横断歩道や信号交差点、自宅前
見守りボランティアのかたが活動している場所

内 容：「おはよう！」とあいさつを交わす「さようなら！」と声をかけながら、安全を見守る



重点活動② ラジオ体操・校区活動

◇市民ラジオ体操の日

日 時：8月4日（日） 6：30頃

場 所：校区の公園

◇校区活動

校区で行う様々な活動（随時） ・運動会、フェスタ、ウォーキング等



重点活動③ ボランティア活動

◇地域で行うボランティア活動（随時）

- ・地域清掃・クリーン活動、花壇づくり、資源回収等

◇学校で行うボランティア活動（随時）

- ・MS活動

◇家庭で行うお手伝い（随時）

- ・食事の準備、片付け、掃除等



社会教育推進員 = 自治会長と協力して、各地域で人づくり・まちづくりを進めていただくリーダーです

瑞穂市及び各種団体へ推薦していただく委員一覧

名 称	自治会長	廃物物減量等推進員	社会教育推進員	交通安全協会員	福祉協力員
委嘱元	—	瑞穂市長	瑞穂市教育委員会	本巣地区交通安全協会	社会福祉協議会
担当課	市民協働安全課 TEL:327-4130	環境課 TEL:327-4127	生涯学習課 TEL:327-2117	市民協働安全課 TEL:327-4130	瑞穂市社会福祉協議会 TEL:327-8610
目的・活動内容	—	別紙資料を参照してください。			
任 期	各自治会の規定による	1 年	2 年	2 年	1 年
人 数 (各自治会)	1 名	1 名以上	原則 1 人 ※ 2 名以上の場合は 要相談	1 名以上	1 名以上
報 酬	あり	無し	活動に応じて報酬 あり	無し	無し

令和 6 年 1 1 月 ●● 日

自治会長 各位

瑞 穂 市 長 森 和 之
(公 印 省 略)瑞穂市消防団長 馬 淵 晃
(公 印 省 略)

令和 7 年度消防団員の推薦について (依頼)

向寒の候、貴殿には益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。平素は、瑞穂市の消防・防災行政に対し、ご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、全国各地で災害が発生する中、当市におきましても平成 30 年の 7 月豪雨、台風 21 号による暴風雨は、道路の冠水や家屋の損壊などの被害をもたらしました。また、令和 4 年 10 月には市内建物火災による死者も発生しております。こうした災害の中で、消防団は延べ 200 名以上の団員が出動し、消火活動の後方支援、危険箇所の巡回、飛散物の撤去、危険箇所の警戒など、災害対応の中心として大きな役割を果たしております。また、消防団員は消防・防災活動のみならず、自治会等の防災リーダーになりうる地域防災の要であり、その確保は極めて重要な事項として、市のイベント等での消防団員募集啓発活動の実施のほか、総務省消防庁においても、消防団員確保についての全国的な運動を展開しております。

つきましては、このような消防団員の役割等の重要性をご理解いただき、消防団員のご推薦について、何卒ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、来年度も消防団員を引き受けていただける団員につきましては、激励を賜りますようお願いするとともに、消防団員を自治会の役員に位置付けていただくことをご検討いただくなど、お力添え等のご協力を賜りますよう、重ねてお願い申し上げます。

記

○住民基本台帳の閲覧について

消防団員選出にあたり、自治会等の区域内に居住する方をお知りになりたい場合は、

個人情報 の 外部提供に 関する 申請を して いただく 必要が ありますので、 市民協働安全課にお越し いただきます よう お願い いたします。

(台帳の出力には2週間程度の時間をいただく場合がありますのでご容赦願います。)

○新入団員の報告について

ご多用のところ恐縮ですが、令和7年1月末までに地元の消防団（別紙1「瑞穂市消防団役員名簿」）へご報告いただきますようお願い申し上げます。

また、消防団員の推薦において、総会などで決定しないと報告できない自治会におかれましては、内定段階で結構ですのでご報告いただけると幸いです。

○資料の提供等について

消防団員選出にあたり、対象者への説明会等を開催される場合、説明資料（別紙2「消防団の概要」）が必要な場合はご用意をさせていただきますので、市民協働安全課までご相談ください。

所属	瑞穂市 企画部市民協働安全課		
課長	宇野	担当	池田
住所	〒501-0293 岐阜県瑞穂市別府 1288 番地		
電話	058-327-4130	FAX	058-327-7414
E-Mail	siminkyo@city.mizuho.lg.jp		

消 防 団 の 概 要



瑞穂市マスコットキャラクター
かきりん

○地域防災の要として

近年、日本全国で地震、台風、豪雨などの様々な災害が発生しています。岐阜県内では令和3年度の8月豪雨、台風21号において大きな被害が発生し、瑞穂市においても河川の増水による道路等の冠水や倒木、大規模停電などが発生しました。また、近い将来発生が懸念されている南海トラフ巨大地震の30年以内の発生確率は70%程度といわれており、大きな被害が広範囲に発生すると予測されています。

大規模な災害が発生したときは、消防署や防災関係機関も被害を受け、消火や救助活動を行うまでに時間がかかる場合があります。そのときに重要なのが、地域のみなさんの助け合いです。地域のみなさんで人命救助や初期消火を行うことが、命を守り、被害を軽減させることにつながります。

災害に強い地域づくりを推進するためには、地域のみなさんが日ごろから消防署や防災関係機関と連携をとり、積極的に防災に関する情報や知識を得ることが大切です。

そのような場合に、地域の防災リーダーとなるべき存在が消防団です。消防団は地域に密着し、災害に対して即時に対応することができる消防機関であり、日ごろから消防・防災に関する技術や知識の習得に励み、それぞれの地域でリーダーシップを発揮して、災害時の救助、消火活動だけでなく、平常時に地域のみなさんに対する訓練指導、防災知識の普及啓発に取り組むことも期待されています。

国は平成25年に、東日本大震災を教訓として「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」を制定し、地域防災の要である消防団の体制強化、処遇改善等の施策を行っており、県・市においてもこの法律に基づき、消防団を含めた地域防災力の向上に努めています。また、この法律は、国や地方公共団体だけでなく、消防団を中心とした地域、事業所、自主防災組織などが一体となって地域防災力の強化を図っていくこととされています。日ごろから地域の防災活動に積極的に参加していただき、1人でも多くの方が消防団活動を経験していただきますよう、お願いいたします。

○消防団の入団資格

性別問わず、下記に該当する人であれば入団できます。

- ① 18歳以上で心身ともに健康な人
- ② 市内に居住する人、または通勤、通学する人

※大学・短期大学・専門学校などに在籍するかたでも入団可能です。

○消防団員の身分

消防団員の身分は地方公務員法第3条に明記されており、市長や副市長、市議会議員などと同じ特別職の地方公務員です。

1. 市町村長が消防の管理者である。

消防団の最高の責任者は市長ですが、消防の組織運営を取り仕切る権限が消防団長に委ねられています。そして消防団員は、消防団長から任命されることとなります。

2. 消防団員の権限

災害から、国民の生命、身体、財産を守る消防団員には、その消火活動や救助活動が確実、迅速に実施できるよう、常備の消防職員（消防署の消防士）に準じて、法律で必要な権限が与えられています。

○消防団員の処遇

消防団員は、郷土や住民を災害から守るという献身的な働きをし、活動は代価を求めない奉仕の精神で行います。ただし同じボランティア活動でも、消防団員の仕事は危険を伴うものであり、国、県及び市は、その労苦に報いるため、さまざまな処遇策を講じています。

1. 団員の報酬

市は条例に基づき、階級に応じた年額報酬と、災害、訓練等の職務に従事した場合の出動報酬を支給します。

- ・年額報酬・・・階級が『団員』の場合 年額36,500円（階級に応じて変動）
- ・出動報酬・・・日額1,500円～8,000円（職務内容と従事時間に応じて変動）

＜令和6年度現在＞

2. 団員の公務災害補償

消防団員が公務により死亡したり、病気やけがをした場合には、本人や遺族に対して、その損害を補償します。

3. 消防団員の退職報償金

消防団員が、多年にわたり在職して退職した場合に、その消防団員の在職年数や階級に応じて、退職報償金が支給されます。

- ・勤続年数5年以上～10年未満で、階級が団員の場合・・・200,000円

4. 消防団員カードの提示による各種割引・粗品進呈の特典

消防団員カードをお店に提示することで、各種割引や粗品進呈などのサービスを受けられます。

（対象店舗 県内：953店舗 ＜令和6年10月現在＞）

5. 団員の勤務先に対し消防団活動のご理解・ご協力を求める依頼文書の発送

団員の方が希望されれば、市長名で勤務先へ、消防団活動のご理解・ご協力を求める依頼文を送付します。

6. 法人事業税・個人事業税の事業税割の減税

県内に事業所を有し、消防団協力事業所表示制度の表示証を受け、消防団に1名以上加入している法人・個人事業者の事業税を優遇します。

（令和7年度末まで。認定要件あり。）

○瑞穂市の常備消防、消防団及び消防団員の現況と活動

瑞穂市は消防事務を岐阜市に委託しており、瑞穂市全域の消防・救急業務は岐阜市消防本部が行っています。消防団事務については瑞穂市で行っており、事務は瑞穂市役所企画部市民協働安全課にて担当しています。

瑞穂市消防団は、瑞穂市全域を区域とし、本部と小学校区ごとの7つの分団で構成しており、団員の定数は257人になっています。

本部・・・団長、副団長、女性消防班	第4分団・・・中小校区
第1分団・・・本田小校区	第5分団・・・南小校区
第2分団・・・穂積小校区	第6分団・・・西小校区
第3分団・・・牛牧小校区	第7分団・・・生津小校区

※分団には、分団長・副分団長・部長・班長・団員の階級があります。

主な消防団活動行事

消防団行事は団員の昼間の仕事に配慮し、一部を除き平日は夜8時から、日曜日は午前中に行います。

- 4月 新入団員初任科講習（平日の夜間数日）
入退団式（第1日曜日・午前）
 - 5月 新人向け教育訓練（5～6月・毎週水曜日夜間）
 - 6月 市水防訓練（第2日曜日・午前）
 - 8月 操法訓練（県消防操法大会にむけた）（7月中旬～10月中旬・夜間）
 - 10月 県消防操法大会（第4日曜日）
 - 11月 市総合防災訓練
秋の火災予防運動（11/9～11/15の間の日曜日・午前）
 - 12月 年末夜警（12/26～12/30までの5日間・夜間）
 - 1月 消防出初式（第1日曜日・午前）
 - 2月 消防団員研修（普通救命講習など）
 - 3月 春の火災予防運動（3/1～3/7の間の日曜日・午前）
- ※ その他、訓練や水利・器具の点検等を行います。
※ 上記は基本的な行事予定であり、年度によって異なります。
また、随時訓練等の内容を見直ししながら活動しています。

<令和6年11月作成 瑞穂市企画部市民協働安全課>

様式第3号

保有個人情報外部提供申請書

令和 年 月 日

瑞穂市長 様

住 所	瑞穂市
氏 名	_____自治会 会長
連絡先電話番号	() —

保有個人情報の提供を受けたいので、次のとおり申請します。

提供を希望する 保有個人情報の内容	_____自治会の区域に居住する日本人の____性で _____年____月____日 ~ _____年____月____日生まれ の者の住所、氏名、ふりがな、生年月日（年度）、方書
提供を受ける目的	令和7年度消防団員候補者の選出のため
利用する期間	決定日から令和 年 月 日まで
目的外提供を受ける根拠	個人情報の保護に関する法律第69条第2項第4号 消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律

(条件)

提供を受ける保有個人情報については、次の事項を遵守します。

- 他に漏らしません。
- 申請した提供を受ける目的以外に利用しません。
- 他に提供しません。
- 利用期間終了後又は提供を受ける目的の達成後は、速やかに返還(焼却、裁断等による廃棄又は消去)をします。
- 責任をもって管理し、改ざん、滅失、毀損その他の事故を防止します。
- 事故が発生した場合は、速やかに報告するとともに、実施機関の指示に従います。
- 立入調査の要請があった場合、これに応じます。
- 申請者の責めに帰すべき理由により生じた損害は、申請者がこれを負担します。
- その他保有個人情報の取扱いに関し、適正な措置を講じます。

記入例

様式第3号

保有個人情報外部提供申請書

令和 6年12月 1日

瑞穂市長 様

住 所	瑞穂市 別府1288番地
氏 名	瑞穂 自治会 会長 瑞穂 太郎
連絡先電話番号	(058) 327 - 4130

保有個人情報の提供を受けたいので、次のとおり申請します。

提供を希望する 保有個人情報の内容	瑞穂 自治会の区域に居住する日本人の男性で 昭和64年4月2日 ~平成12年4月1日生まれ の者の住所、氏名、ふりがな、生年月日(年度)、方書
提供を受ける目的	令和7年度消防団員候補者の選出のため
利用する期間	決定日から令和7年3月31日まで
目的外提供を受ける根拠	個人情報の保護に関する法律第69条第2項第4号 消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律

(条件)

提供を受ける保有個人情報については、次の事項を遵守します。

- 他に漏らしません。
- 申請した提供を受ける目的以外に利用しません。
- 他に提供しません。
- 利用期間終了後又は提供を受ける目的の達成後は、速やかに返還(焼却、裁断等による廃棄又は消去)をします。
- 責任をもって管理し、改ざん、滅失、毀損その他の事故を防止します。
- 事故が発生した場合は、速やかに報告するとともに、実施機関の指示に従います。
- 立入調査の要請があった場合、これに応じます。
- 申請者の責めに帰すべき理由により生じた損害は、申請者がこれを負担します。
- その他保有個人情報の取扱いに関し、適正な措置を講じます。

令和7年度の瑞穂市自治会連合会の総会等について

【令和7年度 総会】

○日 時 令和7年4月16日（水）

午後1時30分～午後4時

○内 容 第1部 令和7年度 瑞穂市自治会連合会総会
(全自治会長参加)

(1) 令和6年度 事業報告・決算報告等

(2) 令和7年度 事業計画・予算案等

第2部 自治会長研修会

講師：未定

演題：未定

○場 所 ココロかさなるCCNセンター サンシャインホール

※総会以降に自治会長説明会を各校区単位で行います。

(実施日・場所等は、各校区役員と事前に調整します。)

令和6年11月

自治会長 各位

地域福祉高齢課

民生委員・児童委員の一斉改選について

平素は、地域福祉にご理解・ご尽力をいただき誠にありがとうございます。

さて、現在の民生委員・児童委員（以下 民生委員）の任期は令和7年11月末をもって満了となり、残すところ1年余となりました。

つきましては、令和7年度の民生委員一斉改選に伴い、現委員には継続をお願いしつつも、退任される場合には国・県の委員選任の取扱い規程に基づき自治会（地域）より次期委員の候補者の推薦にご協力いただきたく存じます。

お手数をおかけすることとなりますが、ご配慮の程よろしくお願いいたします。

なお、一斉改選スケジュールは概ね下記のとおりです。

令和7年度 民生委員一斉改選スケジュール（予定）

- ・5月下旬 市から自治会長さんへ推薦依頼文書を送付
- ・7月末 自治会長さんから市へ推薦書の提出
- ・8月中 市にて民生委員推薦会の開催
- ・8月下旬 市から県へ推薦者名簿の提出

民生委員は、自治会（地域）の中から福祉活動やボランティア活動などに理解があり地域福祉に貢献いただける方を推薦していただき、瑞穂市民生委員推薦会を経て岐阜県知事の推薦により厚生労働大臣が委嘱します。委嘱を受けた民生委員の身分は特別職の地方公務員（非常勤）です。給与は支給されませんが、交通費や通信費などの活動に必要な費用が支給されます。任期は3年、次期は令和7年12月1日から令和10年11月30日までです。

また、厚生労働大臣の定める配置基準により、瑞穂市での定数が決められています。従いまして、必ずしも自治会ごとにお一人の任命ではなく、世帯数等を勘案し、複数自治会を担当、または一つの自治会に複数人で担当していただくこともあります。

民生委員・児童委員の主な職務 —地域の「つなぎ役」として—

子どもから高齢者まで、地域の身近な相談相手として見守りや相談支援を行います。

地域の状況把握・見守り

- 高齢者**
- ・ 独居高齢者や高齢者のみの世帯の実態把握、見守り
 - ・ 緊急通報システムに関する申請支援、協力員登録
 - ・ ふれあい・いきいきサロン、地域福祉懇談会への協力
 - ・ 防火訪問（年1回）

- 子ども**
- ・ 地域生活の中での状況把握
 - ・ 小学校等のあいさつ運動への参加
 - ・ 学校関係や青少年育成関係の行事への参加

支援がなかったへの
社会福祉サービスや
各種制度などの情報提供

各種相談

- ・ 心配ごと相談
- ・ 拠点における心配ごと相談事業での相談対応（月2～3回開催、当番制）

連絡・通報

- ・ 支援が必要な児童、高齢者等について関係機関へ連絡
- ・ 虐待のおそれがある場合などに関係機関へ通報

調査（証明）事務

- ・ 生活保護、生活福祉資金等の申請に関する調査、証明書作成（依頼に応じて）

会議・研修会等への出席

- ・ 地区別定例会…他の委員との意見交換、事例報告、研修等（月1回）
- ・ 県民児協研修会、市民児協研修会、自治会長・福祉協力員との合同研修
- ・ その他行事への出席、PR

※上記以外にも各種活動や参加等をお願いする事があります

令和7年度

運動教室年間体験

START

自治会で開催



集まって楽しい

身体が楽になる



地域が健康に！

GOAL

「にこにこ運動教室」
身近な場所で集まれる
健康づくり習慣



健康寿命が延びる

実施期間 令和7年4月～令和8年3月（1年間のみ）

事業内容 月2回 1回1時間程度

会場 自治会公民館や集会場など 気軽に集まれる場所

★募集数 3自治会程度 応募多数の場合は選考します

令和7年1月31日までに別添申込書を地域福祉高齢課へご提出ください

問い合わせ先 058-327-4126 瑞穂市役所 地域福祉高齢課

「にこにこ運動教室」自治会開催申込書

令和7年度の「にこにこ運動教室」開催について申込みます。

令和 年 月 日

自治会名 _____ 自治会

自治会長名 _____

連絡先 住所 〒 _____
瑞穂市 _____

電話番号 _____

申込期限 令和7年1月31日（金）まで

申込先 瑞穂市役所 地域福祉高齢課

〒501-0222 瑞穂市別府1283番地
(ココロかさなるCCNセンター1階)

TEL 058-327-4126 FAX 058-327-4143

E-mail chiikifukusi@city.mizuho.lg.jp

※応募多数の場合は選考となります。結果は2月中旬にお知らせいたします

小規模特認校

— 中小学校 西小学校 で学びませんか —

中小学校

西小学校

小規模特認校制度とは？

学校の特色を理解し、「小規模の学校で学びたい、学ばせたい」という児童および保護者が、要件を満たせば、小規模特認校として指定された学校に市内全域から就学することができる制度です。

瑞穂市では、小規模特認校として令和7年度から中小学校と西小学校の2校を指定し、それぞれの学校において新1年生の入学希望者を募っています。

就学の要件

次の事項をすべて満たす必要があります。

- 1 児童および保護者が瑞穂市内に在住、または転入予定であること
- 2 通学が保護者の責任と負担で行えること
- 3 原則卒業まで就学できること
- 4 小規模特認校の教育活動に賛同・協力できること等

令和7年度の募集予定

【募集対象】

新1年生

【募集受付期間】

令和6年12月9日（月）～12月20日（金）

土・日は除く。

*この期間に 小規模特認校就学申請書（様式第1号）を学校教育課に提出してください。

*申請書は市ホームページ

（瑞穂市教育委員会→学校教育課→小規模特認校）

よりダウンロードしてください。または、学校教育課（栄南庁舎2階）で、直接お渡しします。

*申請していただいた後、児童・保護者で面接を行います。

【面接】

*期日 令和6年12月27日（金）

*会場 栄南庁舎2階 2-2会議室

*時間 個別に連絡いたします。

【入学決定】

令和7年1月に保護者宛に通知します。

保護者説明会

小規模特認校についての説明会を行います。

【日時】

令和6年12月5日（木）16:00～17:00

12月6日（金）16:00～17:00

【会場】

栄南庁舎3階 3-2会議室

中小学校

学校紹介

西小学校

NEW! Gifu ウェブラーニング

学校の教育目標

「学び合う子 心豊かな子 元気な子」

特色1：NEW! Gifu ウェブラーニングを活用した学びの充実

特色2：6年生全員がリーダーの「なかよし班活動」

特色3：中小応援団に見守られて育つ自己肯定感

令和6年度 児童数：160名

学級数：9学級（通常学級6学級・特別支援学級3学級）

住所：瑞穂市美江寺173番地

地域の方のあいさつ運動

学校の教育目標

「豊かな心もち たくましく生きる力のある子」の育成

特色1：地域の支援に感謝し、地域に貢献する心を育てる地域学校協働活動

特色2：自然環境を生かして豊かな心を育てる体験活動

特色3：自分やまわりの人の命を守る防災学習

令和6年度 児童数：166名

学級数：9学級（通常学級7学級・特別支援学級2学級）

住所：瑞穂市居倉389番地

お問い合わせはこちら

瑞穂市教育委員会 学校教育課

TEL：058-327-2116



瑞穂市自治活動傷害給付事業における熱中症の取扱いについて

1. 経緯

自治会で実施した夏祭りにおいて、運営スタッフが熱中症で救急搬送され、その後4日間入院するという事案が発生した。

瑞穂市自治活動傷害給付事業において、これまで熱中症を事由とした給付事例は無く、熱中症が規約第8条に定める偶然な事故による負傷に該当するか明確な規定もないため、協議を行うもの。

2. 民間の活動保険等における取扱い

民間の活動保険等についての熱中症の取扱いについては、“急激かつ偶然な外来の事故”の条件に当てはまらないため、保険の補償対象外となるケースが多い。その理由としては、熱中症の特徴として、突然症状が出るものではないこと、事前の暑さ対策等により予防が可能なこと、切り傷のような体の外からの作用でケガを負うものではないこと、等の理由から対象外となっている。

ただし、ほとんどの活動保険において、熱中症に関する特約を付けることができ、近年の申込みにおいては、熱中症特約を付ける方が多い状況とのこと。

3. 他市町の市民活動保険（民間との保険契約を含）における熱中症の取扱い（HPより）

【可能】 美濃加茂市・稲沢市・堺市・茅ヶ崎市・鳥栖市・仙台市・四日市市

【不可】 横浜市

4. 今後の取扱いについて

熱中症に関する事案については、近年の温暖化の影響もあり、今後申請がある可能性が高いため、統一的な基準を定めることが必要である。

瑞穂市自治活動傷害給付事業については、瑞穂市自自会連合会が運営している見舞金制度となっており、他市町と状況は異なるものの、他市町の事例や事業の目的を鑑みた結果、熱中症については事業の対象に含むことが適当ではないか。

社協資料

瑞穂社協第455号
令和6年11月6日

自治会長 様

社会福祉法人瑞穂市社会福祉協議会
会長 松原 隆行
<公印略>

第9期瑞穂市社会福祉協議会福祉協力員の推薦について（依頼）

落葉の候、貴職におかれましては益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

平素は、本会事業にご理解ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、瑞穂市社会福祉協議会福祉協力員（以下、「福祉協力員」といいます。）の推薦にご協力をいただいておりますが、下記の通り第8期福祉協力員の委嘱期間が終了いたします。ご多用とは存じますが、担当地区の民生委員・児童委員様とご協議の上、次期福祉協力員をご推薦いただきますようお願い申し上げます。

なお、第8期福祉協力員をご推薦いただいている自治会様におかれましては、現在の福祉協力員名が記載された福祉協力員推薦書を添付いたしますので、ご活用ください。また、推薦されていない自治会におかれましても、ぜひ、ご推薦いただきますようお願い申し上げます。

記

- 1 第8期福祉協力員の委嘱期間満了日 令和7年3月31日
 - 2 次期委嘱期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日（1年間）
 - 3 提出方法 同封の返信用封筒にて、ご返信ください。
 - 4 提出期限 令和7年3月31日（月）
 - 5 推薦書記入方法
 - (1) 継続のかた、新任のかた問わず、福祉協力員として推薦されるかたに、別添の個人情報取扱業務概要説明書をご覧ください（配布してください）、**同意されたかたのみ福祉協力員推薦書に氏名等を記入**してください。
 - (2) 福祉協力員の変更がない場合
備考欄に「継続」と記入いただき、そのまま本会へご返信ください。
 - (3) 福祉協力員の変更がある場合
現在のかたが退任される場合、備考欄に「終了」とご記入ください。
- ※自治会長、民生委員・児童委員との兼務は、できるだけお控えください。

社会福祉法人瑞穂市社会福祉協議会
地域福祉課 担当者 安藤
瑞穂市別府1283番地
TEL 327-8610
FAX 327-5323